

学校施設におけるバリアフリー化の 一層の推進について

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部

目次：

1. 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査
2. 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について
3. 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組

1. 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（1）

- 文部科学省では、**学校施設のバリアフリー化を推進するため、国公立の小中学校及び特別支援学校の施設を対象とするバリアフリー化の実態について調査を実施。**

【調査の経緯・目的】

- ・ 令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正に伴い、特別特定建築物※1に公立小中学校等が追加されるとともに、改正法の附帯決議において、公立小中学校については、既設であっても数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれたところ。

※1 [同法施行令第5条関係] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物その他の特定建築物であって、移動等円滑化が特に必要なもの。

- ・ これを踏まえ、第1回調査を実施。令和2年12月、文部科学省は調査結果を公表するとともに、令和7年度末までの整備目標を設定し、公立小中学校等の学校設置者に対し、バリアフリー化の取組の加速を要請。

バリアフリースイレ	：	避難所に指定されている全ての学校 に整備する ※校舎については、令和2年度調査時点で総学校数の約93%に相当
スロープ等による段差解消	：	全ての学校 に整備する※2
エレベーター	：	要配慮児童生徒等※3が在籍する全ての学校 に整備する ※校舎については、令和2年度調査時点で総学校数の約41%に相当

※2 小修繕や既製品による対応を含む。

※3 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員等を指す。

- ・ 公立小中学校等施設も含めた学校施設のバリアフリー化の進捗状況を把握し、取組を推進する基礎資料とするため、令和2年（第1回）に引き続き、令和4年に実態調査を実施。

1. 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（2）

公立小中学校のバリアフリー化の状況と予定（令和4年9月1日時点）

- ・公立小中学校には、義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ・公立の特別支援学校と国立学校については、以下の数字には含まれていない。

（1）校舎

総学校数	バリアフリーストイル	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※ ² を含む〕
		門から建物の前まで	昇降口・玄関等から教室等まで※ ¹	
参考：令和2年度 28,156 (100.0%)	18,359 (65.2%)	22,111 (78.5%)	16,122 (57.3%)	7,634 (27.1%)
今回：令和4年度 27,733 (100.0%)	19,523 (70.4%)	22,805 (82.2%)	16,954 (61.1%)	8,041 (29.0%)
予定：令和7年度 27,733 (100.0%)	20,959 (75.6%)	23,478 (84.7%)	18,431 (66.5%)	9,487 (34.2%)
令和7年度末までの整備目標	避難所に指定されている全ての学校に整備 (約93%※ ³)	全ての学校に整備	全ての学校に整備	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備 (約41%※ ³)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にある教室等までの経路。

※2 1階建ての校舎のみ保有する学校は241校（総学校数の約1%に相当）。

2階建て以上の校舎を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は7,800校（総学校数の約28%に相当）。

※3 令和4年度調査時点

1. 学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（3）

公立小中学校のバリアフリー化の状況と予定（令和4年9月1日時点）

- ・公立小中学校には、義務教育学校、中等教育学校前期課程を含む。
- ・公立の特別支援学校と国立学校については、以下の数字には含まれていない。

（2）屋内運動場

総学校数	バリアフリー トイレ	スロープ等による段差解消		エレベーター 〔1階建ての校舎のみ 保有する学校※2を含む〕
		門から建物の前 まで	昇降口・玄関等か ら教室等まで※1	
参考：令和2年度 27,890 (100.0%)	10,299 (36.9%)	20,747 (74.4%)	15,884 (57.0%)	18,387 (65.9%)
今回：令和4年度 27,514 (100.0%)	11,516 (41.9%)	21,429 (77.9%)	17,098 (62.1%)	19,394 (70.5%)
予定：令和7年度 27,514 (100.0%)	13,783 (50.1%)	22,247 (80.9%)	18,462 (67.1%)	19,777 (71.9%)
令和7年度末までの 整備目標	避難所に指定 されている 全ての学校に整備 (約98%※3)	全ての学校 に整備	全ての学校 に整備	要配慮児童生徒等が 在籍する全ての学校に 整備 (約76%※3)

※1 建物の出入口から、建物の出入口階にあるアリーナ等までの経路。

※2 1階建ての屋内運動場のみ保有する学校は、17,918校（総学校数の約65%に相当）。

2階建て以上の屋内運動場を保有する学校で、エレベーターが設置された学校は1,476校（総学校数の約5%に相当）。

※3 令和4年度調査時点

2. 学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について

- 文部科学省では、**学校施設のバリアフリー化を推進**するため、**国公立の小中学校及び特別支援学校の施設を対象とするバリアフリー化の実態について調査を実施**(第1回:令和2年、第2回:令和4年)。
- 令和4年12月、調査結果を公表するとともに、**各学校設置者に対し、改めて取組の一層の推進を要請**。

【通知の内容】 ※「学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（令和4年12月26日付け通知4文科施408号）」
(掲載URL：https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/2022/mext_00001.html) も参照

1. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）を踏まえ、既存施設を含めて、所管する公立小中学校等施設のバリアフリー化を加速すること。公立小中学校等以外の学校施設についても、バリアフリー化を着実かつ迅速に進めること。
2. バリアフリー化に関する整備計画が未策定の学校設置者では、建築担当部局や防災担当部局など関係部局と連携を図りながら策定を行うこと。また、計画的に整備を進めること。
3. 令和3年度より、バリアフリー化のための改修事業について、国庫補助率を1／3から1／2に引き上げた。令和4年度補正予算及び令和5年度当初予算案でも引き続き支援を行うので、緊急防災・減災事業債（総務省所管）も活用し整備を行うこと。
4. あらゆる機会を捉えて学校施設のバリアフリー化を図るとともに、施設全体のバリアフリー化を進めること。その際には、建築物移動等円滑化基準を参考にすること。
5. 既存不適格建築物における法令への対応が生じた場合は、過去の通知や事務連絡等も参考に、設計者や特定行政庁に積極的に相談しつつ対応すること。
6. 文部科学省ウェブサイト中に「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページを開設したので、バリアフリー化の検討や実施、また機運醸成等のために活用すること。

3. 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（1）

- 広報資料（ポスター・チラシ）を作成し、全国の公立小中学校に配布。
- 広報資料は、学校施設におけるバリアフリー化の推進に向けた普及啓発を図る観点から、学校施設のバリアフリー化に関する実態調査（令和4年9月現在）を基にその現状と取組を簡潔に掲載。
- 学校利用者である児童生徒や教職員をはじめ、保護者・地域住民を含む皆様にも、幅広く学校施設のバリアフリー化の重要性を周知・機運醸成することを目的に作成・配布。

私も、みんなと一緒に
上の階に、自由に行きたい。

すすめよう、学校施設のバリアフリー化

障害のある子供も障害のない子供も共に学び、生活することができるよう、また、災害時の避難所等の地域の拠点として、学校施設をバリアフリー化することが重要です。

エレベーター

公立小中学校等施設へのエレベーターの設置は、全国で約29%にとどまっています。
※エレベーターの有無は、子供が進学先を決めるための重要な判断材料になることもあります。

29%

スロープ等

公立小中学校等施設における、校門から校舎の前までの段差解消は、全国で82.2%、昇降口等から教室等までの段差解消は、全国で61%にとどまっています。

61%

バリアフリートイレ

公立小中学校等施設へのバリアフリートイレの設置は、全国で約70%にとどまっています。
※また、避難所として、地域の特に高齢者の方々のニーズという観点もあります。

70%

※ 文部科学省「学校施設バリアフリー化実態調査（令和4年9月調査）より、公立小中学校等施設（校舎）のデータを基に

このテーマを詳しく知る

学校施設のバリアフリー化の推進

障害理解や特別支援教育について

大蔵省文化施設企画部・防災課 施設企画課等第一課

文部科学省

公立小中学校等施設におけるバリアフリー化の加速について

公立小中学校等施設は、障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所としての役割も果たすことから、バリアフリー化が重要です。それには、学校設置者である市区町村による取組の加速化が不可欠です。

必要性1 令和2年5月のバリアフリー法の改正により既存公立小中学校等施設のバリアフリー化が努力義務化

必要性2 近年、特別な支援が必要な児童生徒が増加※1

必要性3 公立小中学校等の9割以上が避難所に指定※2
災害時に、不特定多数の方が利用することが想定

※1: 特別支援学級在籍者は、平成23年5月には15,255名だったのに対し、令和3年5月には326,458名と、10年間でおよそ20倍となっている。（出典: 学校基本調査）
※2: 平成21年4月現在、公立小中学校等（義務教育学校・中等教育学校併設型を含む）128,613校のうち避難所指定学校数は27,149校で、割合としては94.9%に当たる。（出典: 文部科学省）

国の取組

- 令和7年度までの整備目標を設定、緊急かつ集中的な整備を要請
- 令和3年度から、バリアフリー化のための改修事業について国庫補助率を1/3から1/2に引き上げ
- 指針の改訂、相談窓口の設置、事例集の公表など技術的支援を実施

対象		令和2年度 令和4年度		令和7年度未までの目標	
バリアフリートイレ	校舎	65.2%	70.4%	避難所に指定されている全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約93%に相当	
	屋内運動場	36.9%	41.9%		
スロープ等による段差解消	門から建物 の前まで	校舎	78.5%	全ての学校に整備する	
		屋内運動場	74.4%		77.9%
	昇降口・玄関等 から教室等まで	校舎	57.3%		61.1%
		屋内運動場	57.0%		62.1%
エレベーター	校舎	27.1%	29.0%	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約41%に相当	
	屋内運動場	65.9%	70.5%		要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する ※令和4年度調査時点で総学校数の約76%に相当

学校施設のバリアフリー化に関する計画等がある地方自治体は約25%（R4.9）。

報告書「学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて」学校施設バリアフリー化推進指針（R2.12）

学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（R4.6）

公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する相談窓口

3. 公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する国の更なる取組（2）

- 文部科学省ウェブサイト中に 「学校施設のバリアフリー化の推進」の特設ページを開設。

特設ページでは以下の内容を公表

学校施設のバリアフリー化の検討や実施のほか
機運醸成等のためにご活用ください。

- ・ バリアフリー化に関する調査研究・事例集
- ・ 整備目標・実態調査
- ・ これまでの通知・事務連絡等
- ・ 国庫補助制度
- ・ 広報資料（ポスター、チラシ）
- ・ 相談窓口

掲載URL

https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/seibi/mext_00003.html



● 学校施設のバリアフリー化の推進

学校施設は、障害のある児童生徒等が、支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があるとともに、災害時の避難所など地域コミュニティの拠点としての役割も果たすことから、バリアフリー化は重要です。このため、文部科学省では、各学校設置者のバリアフリー化推進を支援するため、様々な取組を行っています。

1. 文部科学省の取組

令和2年度、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が改正され、バリアフリー法上の「特別特定建築物」に、公立小中学校等が追加されました。これにより、公立小中学校等施設は、一定規模以上の建築等をすときは、バリアフリー基準への適合が義務付けられたほか、既存の建築物についてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられました。

これを受けて、文部科学省では、有識者会議を設置し、既存施設を含めた学校施設におけるバリアフリー化等を加速していくための方策等について集中的な検討を行い、令和2年12月、有識者会議の報告を取りまとめました。これを踏まえ、学校施設バリアフリー化推進指針（以下「指針」という。）を改訂するとともに、公立小中学校等のバリアフリー化に関する整備目標を設定しました。

さらに、令和3年度より、公立小中学校等の既存施設におけるバリアフリー化工事について、一定の要件を満たす場合の国庫補助の算定割合を1/3から1/2に引き上げたほか、行政説明の実施、事例集の作成等、様々な取組を実施しています。

バリアフリー化に関する調査研究・事例集等

上記の有識者会議の検討経緯・取りまとめの報告書や、改訂した指針は以下のとおりです。また、以下の事例集では、報告書の一部再掲や、指針の主要な項目のイラスト付き解説のほか、各自治体が制定・策定している学校施設のバリアフリー化に係る条例・計画や、学校ごとの個別のバリアフリー整備等を掲載しています。

- ・ 学校施設のバリアフリー化等の推進に関する調査研究協力者会議（令和2年7月）
- ・ 上記協力者会議の報告書の取りまとめ及び「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂について（令和2年12月）
- ・ 学校施設のバリアフリー化の加速に向けた取組事例集（令和4年6月）

また、整備計画の策定状況やバリアフリー化の状況のフォローアップを継続的に実施する予定です。

既存施設を含めた学校施設のバリアフリー化が着実かつ迅速に進められるよう、積極的な取組にご協力をお願いします。